



水道料金改定に伴い基本料金の減免制度を設けています

平成 29 年度から 3 年間で段階的に水道料金を改定しました。それに伴い、一定以下の所得の世帯に対し基本料金の減免措置を行います。毎年度の手続きが必要です。

①減免額

改定前後の基本料金の差額分を減免額とします。
金額は円（税抜き）

口径	改定前	改訂後	減免額 (差額)
	～平成 29 年 3 月末	平成 31 年 4 月～	
13mm	1,000	1,250	250
20mm	1,350	1,550	200

②減免の対象

安来市内に住民登録をしている住居で、メーター口径が 13 ミリメートル、20 ミリメートルを使用する人のうち、生計が同じで、同一のメーターを利用する世帯全員の前年分の総所得額が次の条件を満たす世帯。（※生活保護受給世帯を除く）

- ▼ 1 人世帯： 480,000 円以下
- ▼ 2 人世帯： 960,000 円以下

- ▼ 3 人世帯： 1,440,000 円以下
- ▼ 4 人世帯： 1,920,000 円以下
- ▼ 5 人以上： 1,920,000 円に 4 人を超える 1 人につき 330,000 円を加算した額以下

③申請の方法

「水道基本料金減免申請書」に生計を一にする人および同一のメーターを利用する世帯全員の①住民票②市県民税課税証明書または収入の状況がわかる書類を添えて申請してください。

▼申請書設置場所、申請先：水道管理課（伯太庁舎）
※市ホームページにも掲載しています。

④申請の期間

申請年度の 7 月末日まで
※ 8 月 1 日以降に水道の使用を開始した人は、開始日から 1 カ月以内に申請してください。

⑤申請の有効期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
※年度ごとに更新の手続きが必要です。

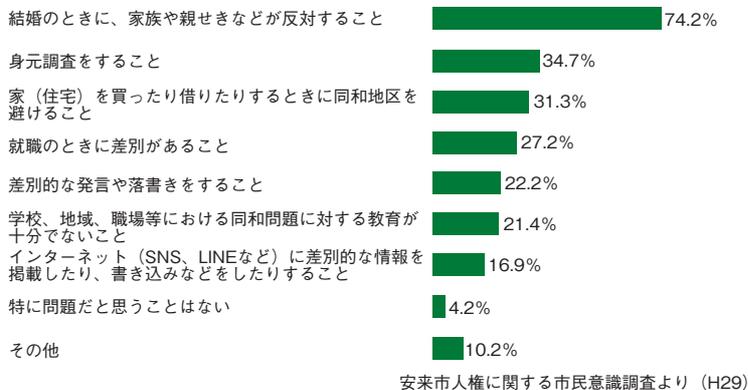
⑥減免制度の期間

令和 4 年 3 月 31 日までになります。

問い合わせ：水道管理課 ☎ 23-2020

同和問題について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（いくつでも）

安来市人権に関する意識調査より（H29）



○同和問題に関する人権上の問題は、「結婚の際に周囲が反対する」が最も多く、7 割以上です。

○他にも、身元調査、居住、就職などに関して高い問題意識がうかがえます。

【問い合わせ】
人権施策推進課 ☎ 23・3095

「寝た子を起こすな」という言葉があります。しかし、差別は連鎖し、知らず知らずに偏見が植え付けられていきます。「時間が解決するから、見て見ぬふりをする」のではなく、同和問題に向き合うことから始めませんか。

このシリーズでは、次回から 3 回にわたって同和問題の「現状」「歴史」「これから」を、市民の皆さんと共に考えていきます。

同和問題とは・・・
日本では、身分制社会と呼ばれた時代は、江戸時代と共に終わりました。しかし、明治時代以降も社会的な差別意識が残り、国民の一部の人々が、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられました。この差別こそ日本固有の人権問題「同和問題」です。

シリーズ 人権を 考える⑭

|| 人権尊重社会の実現をめざして ||
正しく理解し、気づき、考え、行動を！
〜今こそ同和問題に向き合おう〜